

議 第 33 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中23の項を削り、24の項を23の項とし、25の項から72の項までを1項ずつ繰り上げ、同表73の項中「熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を「熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会」に改め、同項を同表72の項とし、同表中74の項を73の項とし、75の項から78の項までを1項ずつ繰り上げ、79の項を削り、80の項を78の項とし、81の項から88の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
88	こども局指定管理者候補者選定委員会	こども局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
89	熊本市土地利用方針検討委員会	本市の土地利用の方針等について、必要な事項を審議する。
90	中央区役所指定管理者候補者選定委員会	中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

別表5の表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を削り、13の項を11の項とし、14の項を12の項

とし、15の項を13の項とし、同表に次のように加える。

14	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。
15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
16	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。</p> <p>(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの</p> <p>(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。</p> <p>別表</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="176 1342 1106 1436"> <thead> <tr> <th></th> <th>附属機関名</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>		附属機関名	設置目的	1	【略】	【略】	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。</p> <p>(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの</p> <p>(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。</p> <p>別表</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1133 1342 2063 1436"> <thead> <tr> <th></th> <th>附属機関名</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>		附属機関名	設置目的	1	【略】	【略】
	附属機関名	設置目的											
1	【略】	【略】											
	附属機関名	設置目的											
1	【略】	【略】											

～ 22		
	<b>【削る】</b>	
<b>23</b>	財政局指定管理者候補者選定委員会	財政局が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保（以下「指定管理者候補者選定等」という。）について、必要な事項を審査する。
<b>24</b>	健康福祉局指定管理者候補者選定委員会	健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>25</b>	環境局指定管理者候補者選定委員会	環境局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>26</b>	都市建設局指定管理者候補者選定委員会	都市建設局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>27</b>	北区役所指定管理者候補者選定委員会	北区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>28</b>	熊本市地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会	熊本市地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選考について審議する。
<b>29</b>	健康くまもと21推進会議	健康くまもと21基本計画等の総合的かつ計画的な推進を図るため、その進捗状況等について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
<b>30</b>	県営甲畠口地区農地整備事業換地委員会	県営甲畠口地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。

～ 22		
<b>23</b>	<u>桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会</u>	<u>桜町地区及び花畑地区に挟まれる旧市道桜町紺屋今町第1号線の区間における空間の一体的な整備、利活用及び継続的な運営の方法等に関する事項を審議する。</u>
<b>24</b>	財政局指定管理者候補者選定委員会	財政局が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保（以下「指定管理者候補者選定等」という。）について、必要な事項を審査する。
<b>25</b>	健康福祉局指定管理者候補者選定委員会	健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>26</b>	環境局指定管理者候補者選定委員会	環境局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>27</b>	都市建設局指定管理者候補者選定委員会	都市建設局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>28</b>	北区役所指定管理者候補者選定委員会	北区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
<b>29</b>	熊本市地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会	熊本市地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選考について審議する。
<b>30</b>	健康くまもと21推進会議	健康くまもと21基本計画等の総合的かつ計画的な推進を図るため、その進捗状況等について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
<b>31</b>	県営甲畠口地区農地整備事業換地委員会	県営甲畠口地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。

31	熊本市住宅審議会	本市の住宅政策に関する重要事項について調査し、審議する。	32	熊本市住宅審議会	本市の住宅政策に関する重要事項について調査し、審議する。
32	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。	33	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
33	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。	34	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
34	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。	35	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
35	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。	36	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
36	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。	37	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
37	熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会	熊本市市民活動支援センターの運営業務に係る受託事業者の選考について審議する。	38	熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会	熊本市市民活動支援センターの運営業務に係る受託事業者の選考について審議する。
38	熊本市発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市発達障がい者支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。	39	熊本市発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市発達障がい者支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。
39	熊本市障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定により本市が実施する熊本市障がい者相談支援事業に係る受託事業者の選考につ	40	熊本市障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定により本市が実施する熊本市障がい者相談支援事業に係る受託事業者の選考につ

		いて審議する。
40	県営会富地区農地整備事業換地委員会	県営会富地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
41	熊本市多核連携都市推進協議会	人口減少・超高齢社会への対応を目的とした多核連携都市の形成を推進するため、都市機能及び居住の将来の在り方及び課題等について協議する。
42	文化市民局指定管理者候補者選定委員会	文化市民局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
43	熊本市メディカルコントロール協議会	病院前救護における救急業務の質の維持及び向上のため、救急体制の整備、救急活動の指針及び検証等について必要な事項を協議する。
44	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略の進捗を検証し、及び改善を図るため、必要な事項を審議する。
45	熊本市ひきこもり支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市ひきこもり支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。
46	熊本市生物多様性推進会議	熊本市が策定する生物多様性地域戦略の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
47	政策局指定管理者候補者選定委員会	政策局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
48	経済観光局指定管理者候補者選定委員会	経済観光局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
49	農水局指定管理者候補者選定委員会	農水局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

		いて審議する。
41	県営会富地区農地整備事業換地委員会	県営会富地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
42	熊本市多核連携都市推進協議会	人口減少・超高齢社会への対応を目的とした多核連携都市の形成を推進するため、都市機能及び居住の将来の在り方及び課題等について協議する。
43	文化市民局指定管理者候補者選定委員会	文化市民局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
44	熊本市メディカルコントロール協議会	病院前救護における救急業務の質の維持及び向上のため、救急体制の整備、救急活動の指針及び検証等について必要な事項を協議する。
45	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略の進捗を検証し、及び改善を図るため、必要な事項を審議する。
46	熊本市ひきこもり支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市ひきこもり支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。
47	熊本市生物多様性推進会議	熊本市が策定する生物多様性地域戦略の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
48	政策局指定管理者候補者選定委員会	政策局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
49	経済観光局指定管理者候補者選定委員会	経済観光局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
50	農水局指定管理者候補者選定委員会	農水局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

50	熊本市災害義援金配分委員会	災害に係る義援金を被災した市民に公平かつ効果的に配分するため、必要な事項を協議する。
51	熊本市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するため、専門的見地から災害と死亡又は障害との因果関係等について審査する。
52	熊本城災害復旧事業受託事業者選考委員会	熊本城災害復旧事業のうち高度な技術を要するものに係る受託事業者の選考について審議する。
53	熊本市有害鳥獣駆除隊選定委員会	熊本市有害鳥獣駆除隊の選定について、必要な事項を審議する。
54	熊本市液状化対策技術検討委員会	平成28年熊本地震に起因する地盤の液状化により著しい被害を受けた地域に対する液状化対策に関し必要な技術的事項について、調査し、審議する。
55	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。
56	熊本市特定空家等措置審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等及び熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に規定する空家外家屋に係る勧告、命令、代執行等に関し必要な事項を審議する。
57	熊本市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。
58	県営宇土開地区農地整備事業換地委員会	県営宇土開地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協

51	熊本市災害義援金配分委員会	災害に係る義援金を被災した市民に公平かつ効果的に配分するため、必要な事項を協議する。
52	熊本市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するため、専門的見地から災害と死亡又は障害との因果関係等について審査する。
53	熊本城災害復旧事業受託事業者選考委員会	熊本城災害復旧事業のうち高度な技術を要するものに係る受託事業者の選考について審議する。
54	熊本市有害鳥獣駆除隊選定委員会	熊本市有害鳥獣駆除隊の選定について、必要な事項を審議する。
55	熊本市液状化対策技術検討委員会	平成28年熊本地震に起因する地盤の液状化により著しい被害を受けた地域に対する液状化対策に関し必要な技術的事項について、調査し、審議する。
56	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。
57	熊本市特定空家等措置審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等及び熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）に規定する空家外家屋に係る勧告、命令、代執行等に関し必要な事項を審議する。
58	熊本市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。
59	県営宇土開地区農地整備事業換地委員会	県営宇土開地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協

		議する。
59	熊本市歴史まちづくり協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を協議する。
60	水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会	水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関する計画の策定及び進行管理を行うため、必要な事項を審議する。
61	熊本城文化財修復検討委員会	熊本城災害復旧事業の円滑な推進を図るため、文化財の修復に関し必要な技術的事項について審議する。
62	県営元三・木部地区農地整備事業換地委員会	県営元三・木部地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
63	熊本市駐車場適正配置検討委員会	本市の自動車駐車場の配置の適正化を推進するため、必要な事項を審議する。
64	熊本市街路樹再生計画策定委員会	熊本市街路樹再生計画を策定するため、必要な事項を審議する。
65	熊本市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者の選定について、必要な事項を審議する。
66	西区旧学校利用施設利活用候補者選定委員会	西区内の旧学校利用施設の一部を利活用する候補者の選定等について、必要な事項を審議する。
67	産業用地整備検討審査会	産業用地の整備に係る候補地の検証、事業の手法及び事業者の選考について協議する。
68	熊本市市役所改革推進委員会	市役所改革プランの円滑な推進を図るため、その進捗状況について報告を受けるとともに、必要な

		議する。
60	熊本市歴史まちづくり協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を協議する。
61	水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会	水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関する計画の策定及び進行管理を行うため、必要な事項を審議する。
62	熊本城文化財修復検討委員会	熊本城災害復旧事業の円滑な推進を図るため、文化財の修復に関し必要な技術的事項について審議する。
63	県営元三・木部地区農地整備事業換地委員会	県営元三・木部地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
64	熊本市駐車場適正配置検討委員会	本市の自動車駐車場の配置の適正化を推進するため、必要な事項を審議する。
65	熊本市街路樹再生計画策定委員会	熊本市街路樹再生計画を策定するため、必要な事項を審議する。
66	熊本市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者の選定について、必要な事項を審議する。
67	西区旧学校利用施設利活用候補者選定委員会	西区内の旧学校利用施設の一部を利活用する候補者の選定等について、必要な事項を審議する。
68	産業用地整備検討審査会	産業用地の整備に係る候補地の検証、事業の手法及び事業者の選考について協議する。
69	熊本市市役所改革推進委員会	市役所改革プランの円滑な推進を図るため、その進捗状況について報告を受けるとともに、必要な

		事項を協議する。
69	熊本市生活困窮者自立支援関連事業受託事業者選考委員会	熊本市生活困窮者自立支援関連事業に係る受託事業者の選考について審議する。
70	SNSを活用したところの悩み相談業務受託事業者選考委員会	SNSを活用したところの悩み相談等業務に係る受託事業者の選考について審議する。
71	熊本市観光振興推進協議会	本市の観光振興に関する戦略の策定及び進行管理等を行うため、必要な事項を審議する。
72	<b>熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会</b>	子どもの自殺について、当該事案の経緯を調査するとともに、再発防止策を検討する。
73	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項を審議する。
74	水前寺・立田山断層調査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な技術的事項について審議する。
75	熊本市動植物園マスタープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を協議する。
76	熊本市河川整備計画策定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定するため、必要な事項を審議する。
77	旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
	<b>【削る】</b>	

		事項を協議する。
70	熊本市生活困窮者自立支援関連事業受託事業者選考委員会	熊本市生活困窮者自立支援関連事業に係る受託事業者の選考について審議する。
71	SNSを活用したところの悩み相談業務受託事業者選考委員会	SNSを活用したところの悩み相談等業務に係る受託事業者の選考について審議する。
72	熊本市観光振興推進協議会	本市の観光振興に関する戦略の策定及び進行管理等を行うため、必要な事項を審議する。
73	<b>熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会</b>	子どもの自殺について、当該事案の経緯を調査するとともに、再発防止策を検討する。
74	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議	本庁舎等の整備の在り方について、必要な事項を審議する。
75	水前寺・立田山断層調査検討委員会	水前寺・立田山断層調査の実施に関し、必要な技術的事項について審議する。
76	熊本市動植物園マスタープラン推進会議	熊本市動植物園マスタープランの着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を協議する。
77	熊本市河川整備計画策定委員会	本市が管理する河川に係る河川整備計画を策定するため、必要な事項を審議する。
78	旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会	旧植木温泉福祉交流館を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
79	<b>熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会</b>	<b>熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。</b>

78	熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等の対策その他の熊本西環状道路及びその周辺の地盤に関する対策について、必要な技術的事項を審議する。	80	熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等の対策その他の熊本西環状道路及びその周辺の地盤に関する対策について、必要な技術的事項を審議する。
79	熊本市移動等円滑化推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。	81	熊本市移動等円滑化推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。
80	熊本市総合計画審議会	熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。	82	熊本市総合計画審議会	熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。
81	熊本城復旧基本計画検証委員会	熊本城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。	83	熊本城復旧基本計画検証委員会	熊本城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。
82	熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。	84	熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。
83	熊本市緑の基本計画推進委員会	熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。	85	熊本市緑の基本計画推進委員会	熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
84	熊本市健全な森づくり推進協議会	熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。	86	熊本市健全な森づくり推進協議会	熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。
85	熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	熊本駅西土地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。	87	熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議	熊本駅西土地区画整理事業地内で発生した擁壁等の変状について、発生原因の調査及び対策に必要な技術的事項を審議する。
86	熊本市営住宅整備事業者選定審議会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく市営住宅整備事業を実施する民間事業者の選定	88	熊本市営住宅整備事業者選定審議会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく市営住宅整備事業を実施する民間事業者の選定

		について、必要な事項を審議する。
87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
88	こども局指定管理者候補者選定委員会	こども局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
89	熊本市土地利用方針検討委員会	本市の土地利用の方針等について、必要な事項を審議する。
90	中央区役所指定管理者候補者選定委員会	中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 7	【略】	【略】
	【削る】	
8	熊本市教育の情報化検	市立学校において、情報通信機器の活用による教

		について、必要な事項を審議する。
	【新設】	

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 7	【略】	【略】
8	市立高等学校等改革検討委員会	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。
9	熊本市教育の情報化検	市立学校において、情報通信機器の活用による教

	討委員会	育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。		討委員会	育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。	
9	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。		10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
10	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。		11	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。
	<b>【削る】</b>			12	<b>市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会</b>	<b>市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。</b>
11	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。		13	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。
12	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。		14	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。
13	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。		15	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
14	<b>熊本市生涯学習推進計画策定委員会</b>	<b>次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。</b>			<b>【新設】</b>	
15	<b>天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会</b>	<b>天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。</b>			<b>【新設】</b>	
16	<b>熊本市教育行政審議会</b>	<b>本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。</b>			<b>【新設】</b>	

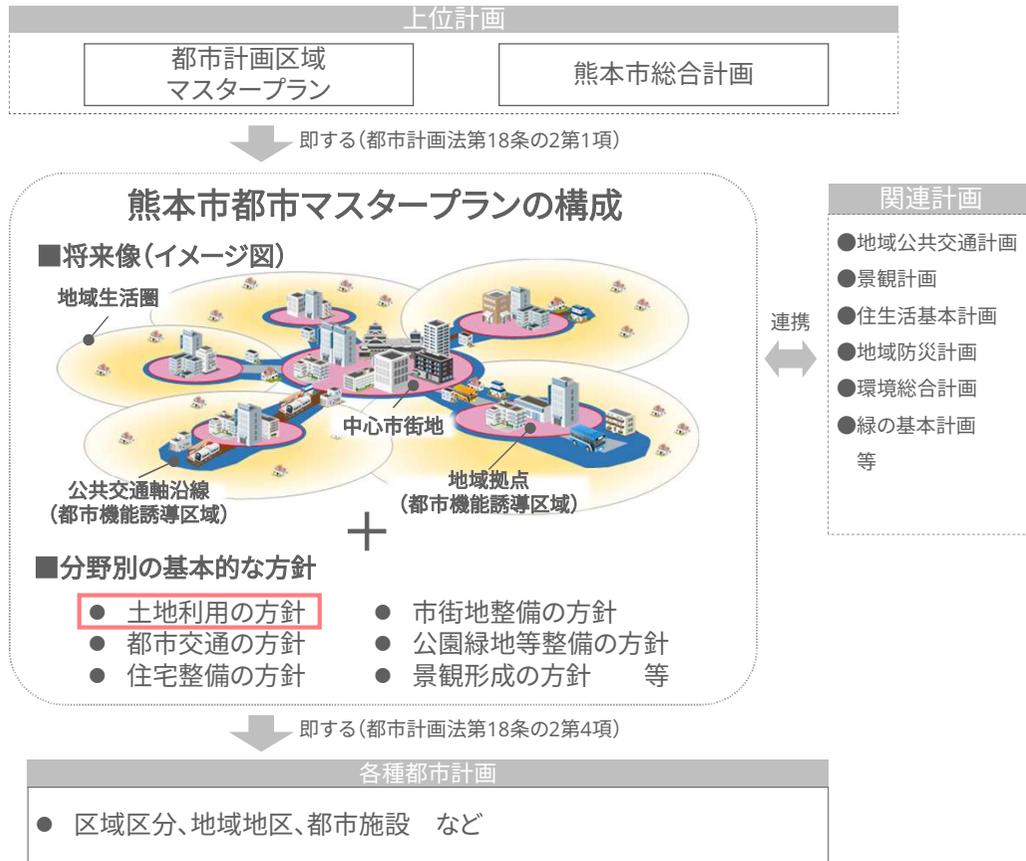
附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- ✓ 本市では、人口減少、高齢化の進展が見込まれる中でも、暮らしやすさを維持するため、“多核連携都市”を都市構造の将来像として位置づけ
- ✓ 令和7年度に、各種都市計画の見直しを迎えることから、来年度「土地利用方針検討委員会」を立ち上げ、都市計画の根幹をなす土地利用方針について検討

## 1. 都市マスタープランについて

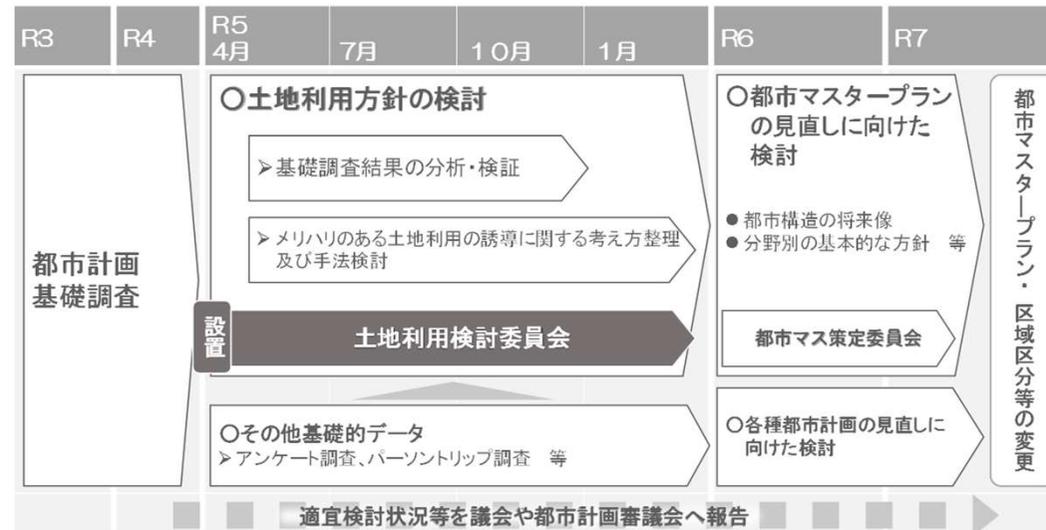
- 都市計画法第18条の2に基づき、県の都市計画区域マスタープランや総合計画に即して定める本市の都市計画に関する基本的な方針



## 3. 土地利用方針検討委員会について

- 現状及び課題の整理はもとより、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、本市の20年後を見据えた土地利用方針等について検討を行うための組織を設置
- 【検討体制】都市計画、交通、経済、農業、防災等の有識者
- 本委員会にて検討した方針について、都市マスタープラン策定委員会等で審議するとともに市議会に報告

### 【検討スケジュール(予定)】



### 【検討事項】

- 拠点性・生活利便性の維持・拡充、頻発・激甚化する自然災害への対応、農業や自然環境に配慮した産業用地の確保等、土地利用方針に関する事項
- その他個別の土地利用関連の都市計画(地区計画等)に関する事項

## 2. 現状及び課題

- 令和2年度の国勢調査結果で初めて本市の人口が減少
- これまでのまちづくりを検証し、今後の都市計画の方向性を定める必要がある。
- 新たな生活様式や頻発・激甚化する自然災害、産業進出への対応などを踏まえた都市計画が求められる。

多核連携都市の実現に向けて、メリハリのある土地利用を誘導

## 4. 令和5年度関連当初予算

- 土地利用計画に関する検討業務経費(25,000千円)  
⇒基礎調査結果を踏まえた現況解析や、土地利用方針検討委員会の運営等
- 都市マスタープラン推進業務経費(33,000千円)  
⇒市民意向等の実態調査や立地適正化計画に関する現状評価等